

平成30年 第5回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月24日（木）午後1時30分から午後2時41分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	12番	志賀喜一
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (2人)

委員	1番	森下憲一
委員	13番	相場重雄

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から第3号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 買受適格証明願について

日程第5 議案第1号から議案第4号までについて

議題第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議題第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議題第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定に基づく出席要求による出席者

産業文化部農政課 課長 片野 憲

農政係 係長 晝間英介

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 飯塚康夫

主事 桑子豪敏

主事補 上野川拓朗

## 7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成30年第5回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議 長 開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長 はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあつ

た欠席委員は、議席番号1番 森下憲一委員、議席番号13番 相場重雄委員の2名でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお本日は、農地利用最適化推進委員16名の方に、傍聴していただいております。

ただいまから、平成30年第5回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号12番 志賀喜一委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号「買受適格証明願について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 買受適格証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第4号まででありましたが、日程第5に議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を追加し、本日の議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、日程第5に議案第5号を追加し、議題

とすることに決定いたしました。

それでは、まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。お手元の現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条496番 契約内容は贈与による所有権の移転。対価はありません。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、スプレイヤー1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は580日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条497番 判決による所有権の移転でございます。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は450日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条498番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達し

ますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

5条569番について報告いたします。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「県道幅員7m」、南は「畑」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地できる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条570番について報告いたします。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「市道幅員5m」、南は「畑」、北は「認定外道路幅員4m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地できる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条571番について報告いたします。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「認定外道路幅員4m」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地できる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の



基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条572番について報告します。

本申請は、一般住宅、作業所、車庫として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」で、都市計画区域においては「市街化調整区域」です。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員7m」、西は「市道幅員7m」、南は「田」、北は「市道幅員4m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、水路へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条573番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「市道幅員7m」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、原則許可できます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条574番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「田、畑」、東は「市道幅員7m」、西は「認定

外道路幅員 2 m)、南は「宅地」、北は「市道幅員 16 m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第 1 種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第 33 条第 4 号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5 条 575 番について報告します。

本申請は、駐車場として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員 3 m)、西は「宅地」、南は「認定外道路幅員 6 m)、北は「認定外道路幅員 1 m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第 1 種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「駐車場」としての敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われま。一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第 2 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

議長

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 2 号 5 条 575 番については、転用に係る面積が 30 a を超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、5 条 575 番以外の案件については、転用に係る面積が 30 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴

取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号5条575番については、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、5条575番以外の案件については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成30年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地390番について報告いたします。

願出地の状況は、資材置場として利用されております。願出地の南は畑ですが、営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地391番について報告いたします。

願出地の状況は、残土置場として利用されております。願出地の周辺には農地が無いので、営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議 長

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第4号 1. 利用権設定関係の12番について、議席番号11番 谷 正雄委員が、97番、182番について、議席番号4番 澁江修身委員が、130番、183番について議席番号8番 島田俊行委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。

議案第4号 1. 利用権設定関係の12番について審議いたします。谷正雄委員の退室をお願いいたします。

(谷 正雄委員 退室 13:56)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 1. 利用権設定関係の12番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号 1. 利用権設定関係の12番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。谷 正雄委員の入室をお願いします。

(谷 正雄委員 入室 13:57)

続きまして、議案第4号 1. 利用権設定関係の97番、182番について審議いたします。澁江修身委員の退室をお願いいたします。

(澁江修身委員 退室 13:58)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 1. 利用権設定関係の97番、182番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号 1. 利用権設定関係の97番、182番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江修身委員 入室 13:59)

続きまして、議案第4号 1. 利用権設定関係の130番、183番について審議いたします。島田俊行委員の退室をお願いいたします。

(島田俊行委員 退室 14:00)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 1. 利用権設定関係の130番、183番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号 1. 利用権設定関係の130番、183番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。島田俊行委員の入室をお願いします。

(島田俊行委員 入室 14:01)

次に、議案第4号 1. 利用権設定関係の12番、97番、130番、182番、183番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 1. 利用権設定関係の12番、97番、130番、182番、183番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号 1. 利用権設定関係の12番、97番、130番、182番、183番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加いたしました議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議題に入る前にご報告申し上げます。本議案の説明員として、佐野市産業文化部農政課片野課長、晝間農政係長が出席しておりますので、ご紹介いたします。

(農政課長、農政係長 あいさつ)

事務局及び農政課をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号、佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

平成30年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局及び農政課の説明が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号については、計画のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号については、計画のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成30年第5回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時41分閉会